

2012（H24）年7月27日 有識者座談会資料
三国中学校 西川 祐功

西成教育ケース会議 第2次とりまとめ（抜粋）

2011年2月・教育サポート7校区連絡会

I. 取り組みの経過

「自立のまち」をめざして、大阪市同和事業促進地区協議会（現 西成人権協会）では1996年5月から総合生活相談センターの活動が開始されました。地域がかかえる様々な課題に対し、具体的な相談を受けることで新たな課題を発見し、対処療法にとどまらず、政策に反映するための活動です。

こうした相談事業の結果、学校内では「いじめ」「不登校」「問題行動」など、子ども達が発する信号をいち早く感じ、こうした問題の背景にあるものを発見し何とか解決しようと先生方が家庭訪問等を繰り返し、学校の力だけでは解決出来ない子どもの問題を、地域の力や行政の力をかりながら解決していく一つの方法としてケース会議が招集され、様々な人たちの参加を得て、ケース会議の方針として解決に向けた具体策が検討されました。このことによって、うまく救われたケースもあれば救われなかったケースもあります。どうしようもなく児童相談所に送ったケース。母子寮に一時的に措置した母子など様々なケースを検討してきました。

現在では全国的に市町村で「要保護児童地域対策協議会」が行われていますが、その形態は様々あるようです。大阪市では、24区で行われており、区役所の「地域福祉こども相談担当」が担当しています。また、特筆すべきは西成区では6中学校校区でケア会議が行われており、これは全国的にもまれな取り組みでこうした営みが大阪市全体に広がり、西区や西淀川で起こった虐待事件のようなことが起こらないよう学校、地域、行政が協力し対策を検討する必要があると思います。

今回の取りまとめについては、鶴見橋中学校区、梅南中学校校区でこれまで進めてきたケア会議の中間集約として傾向や状況をわかりやすく表し、今後の取り組みの糧にする為にまとめたものです。現実的には虐待防止にむけた具体的な支援の方法や事業については、児童相談所等の支援がありますが、具体的な解決に向けた手立てがなかなか打てないのが事実だと感じています。今回の取りまとめの内容をよく検討し、様々な政策が提案され、一日も早く、有効な支援ができる環境を創りたいと考えています。

II. 西成 7 校区教育ケース会議のスタイル変遷

12月4日に要保護児童生徒対策地域協議会の設置されるのを受け、2006年11月16日の地域おける話し合いの中、それまで実施してきたケース会議のスタイルを、以下の4会議に整理して、西成区地域支援システムの一環として実施していくこととなる。(2010年度より部分変更)

○ 緊急ケース会議

1. 目 的……緊急の対応に必要なケースが生じた場合、その対応を協議する。
2. 日 時……必要に応じて人権文化センターが調整を行なう
3. 参加者……必要に応じて人権文化センターが調整を行なう
4. 申し立て…必要を感じた機関が、人権文化センター教育担当主査に申し立てる。
5. 場 所……必要に応じて人権文化センターが調整を行なう
6. 事後調整…直近のケース報告会に報告し、全体検討を受ける。

○ 校区ケア会議

1. 目 的……今回の要保護児童生徒対策地域協議会の設置を受け、従来のケース検討会のメンバーに民生委員協議会の代表と、主任児童委員を加えて再編成したもので、校区で支援するケース全体を把握し、必要に応じて問題解決に向けての提言を行う。
2. 日 時……第3木曜日・鶴中校区 午後6時～午後8時
第4水曜日・梅中校区 午前10時～午前12時
3. 参加者……第3木曜第・鶴見橋中学校区民生委員協議会代表・主任児童委員・保護司
保育所・小学校・中学校・障害者会館・児童相談所（子ども相談センター）
人権協会・人権文化センター（現在は市民交流センター）
西成保健センター・サテライト西成
子ども家庭指導委員・区役所（区民企画室・生活支援課）
第4水曜第・梅南中学校区民生委員協議会代表・主任児童委員・
同上
4. 場 所……人権文化センター→現市民交流センター
5. 事後調整…必要性があれば個別のケース会議を持ちさらに深く検討を行なう。教育要求や生活要求としてケース集約部会につなげていく。

○ ケース検討会（2010年度より廃止）

1. 目的……関係諸機関が定期的にケースを検討し、問題解決に向けての考察を加え、適切な取り組みを提言する。また、ケース全体を定期的に把握することによって、見守りケースを管理し、情報を共有する中で、問題の再発防止に努める。そして、背景に根ざす問題を共有するなかでケース集約部会につなげる課題を掘り起こす。
2. 日時……第3第4火曜10時から12時
第1火曜・鶴見橋中学校校区
第3火曜・梅南中学校校区
3. 参加者……第1火曜・鶴見橋中学校校区保育所・小学校・中学校・人権協会・
人権文化センター・青少年会館・障害者会館・児童相談所
子ども家庭支援員・区役所（区民企画室・生活支援課）
必要に応じて、教育委員会・区役所（DV担当）を加える
第3火曜・梅南中学校校区保育所・小学校・中学校・人権協会・
人権文化センター・青少年会館・障害者会館・児童相談所
子ども家庭支援員・区役所（区民企画室・生活支援課）
必要に応じて、教育委員会・区役所（DV担当）を加える
4. 場所……人権文化センター
5. 事後調整…必要性があれば個別のケース会議を持ちさらに深く検討を行なう。教育要求や生活要求としてケース集約部会につなげていく。

○ ケース集約会

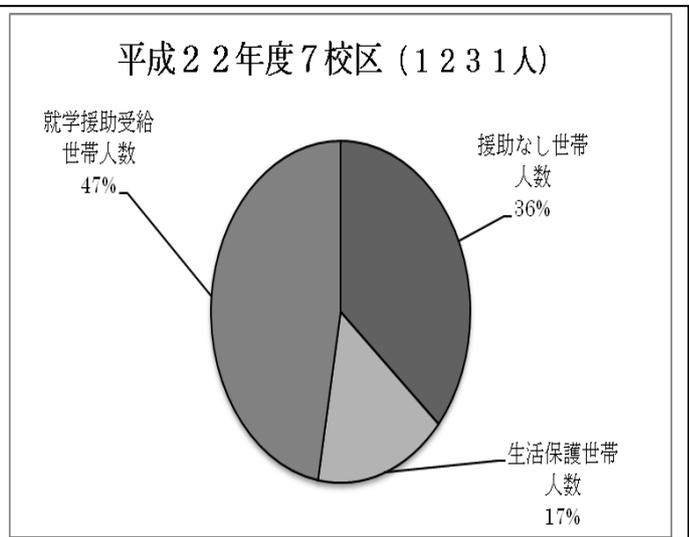
1. 目的……緊急ケース会議やケース報告会、ケース検討会での問題点や課題をさらに深く分析し、課題の真相に迫る。そこから、われわれの感性を磨き問題解決能力を向上につなげる。また、西成地区の抱える課題を適切に分析し、政策提案につなげていく。
2. 日時……6月・11月・3月の第三木曜（16時～18時）
3. 参加者……七校区（保育所・小学校・中学校・管理職を含む）民生委員会代表
主任児童委員・市民交流センター（人権協会・人権文化センター・青少年会館）
障害者会館・子ども相談センター（中央児童相談所・サテライト西成）
西成保健センター・子ども家庭支援委員・家庭児童相談所・教育委員会
区役所（区民企画室・生活支援課・DV担当）
4. 場所……人権文化センター→現市民交流センター
5. 事後調整…各組織に持って帰り問題解決と未然防止に努める。

Ⅲ. 生活実態(ケースの背景)

1. 7 校区・西成区・大阪市の小中学校・保育所の実態について

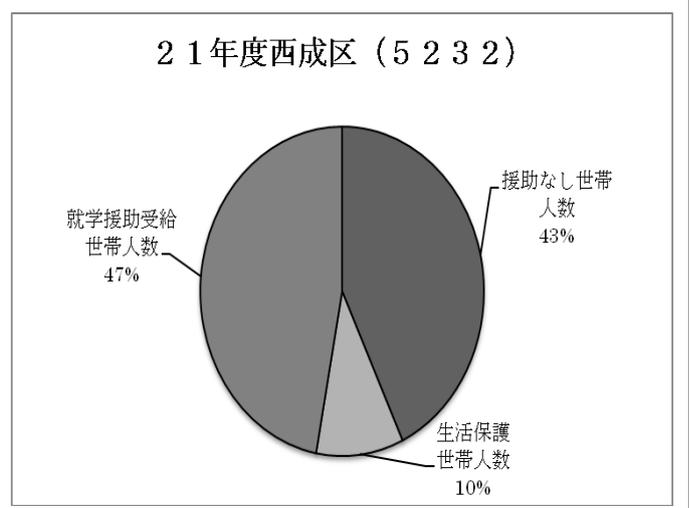
2010年度(平成22年度)7校(鶴見橋中・梅南中・長橋小・北津守小・松之宮小・梅南小・津守小)の要保護・準要保護児童・生徒数

	援助なし世帯人数	生活保護世帯人数	就学援助受給世帯人数	全世帯人数
22年度計	448	202	581	1231
17年度計	413	217	919	1549



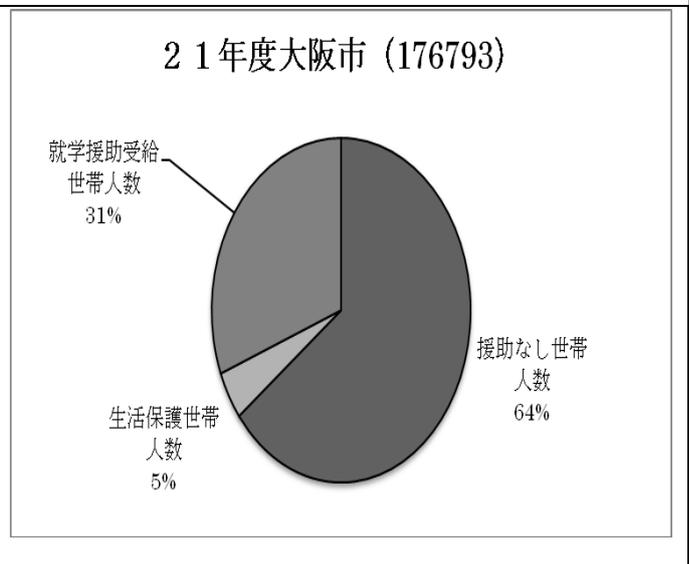
大阪市要保護・準要保護児童・生徒数

	援助なし世帯人数	要保護世帯人数	就学援助受給世帯人数	全世帯人数
17年度	110083	6659	60849	177591
21年度	113987	8030	54776	176793



西成区要保護・準要保護児童・生徒数

	援助なし世帯人数	要保護世帯人数	就学援助受給世帯人数	全世帯人数
17年度	2310	485	2942	5737
21年度	2251	519	2462	5232



7 校区・西成区・大阪市の状況と 4 年間の変化

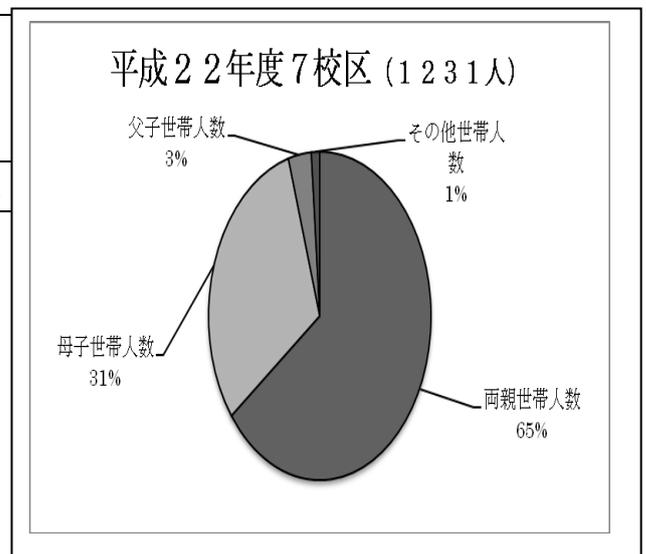
西成北部7校(以下西成7校と記載する)に在籍する子ども達の家庭経済状況を大阪市全体や西成区全体と比較すると、要保護世帯人数が、大阪市の3、4倍、西成区平均の1、7倍になっており、4年前(7校区は5年前)と比較すると、それぞれ7校区で3%、大阪市内で1%、西成区で2%と増加している。準要保護世帯人数と比較すると、7校は大阪市平均の1、5倍になるが、西成区とは47%と同じになっている。4年前(7校区は5年前)と比較すると、7校で12%、大阪市内で3%、西成区で5%減少しており、就学援助の審査基準が見直される中、経済的に厳しい地域ほど切り捨てられた割合が高いことを表している。援助なし世帯人数を見ると、7校は大阪市の56%、西成区の84%となり、4年前と比較すると、それぞれ、9%、2%、3%増えており、これは就学援助制度の後退と、格差の拡大を現している結果である。大阪市自身が全国で一番高い就学援助率と生活保護率であることを考えると、7校区の子どもたちの置かれている経済的状況は、日本ではもっとも厳しい状況であるといえる。就学援助制度認定基準の後退は、最も就学援助率の高い地域ほど大きく影響していると思われる。また、子ども手当は、生活保護世帯に収入増加にはならないので、生活保護率の高い地域ほど所得の格差は広がる結果となっている。すなわち、この5年間の子どもたちを取り巻く政策の変化は、7校区や西成区の子どもたちに対しては、より格差を拡大する結果となり、子どもたちの生活や教育を取り巻く環境をますます厳しくなっているといえる。

2. 7 校区の子ども達の世帯構成状況

(1) 小中学校

7校の世帯構成状況

	両親 世帯 人数	母子 世帯 人数	父子 世帯 人数	その他 世帯人 数	生徒数
合計	795	380	41	15	1231

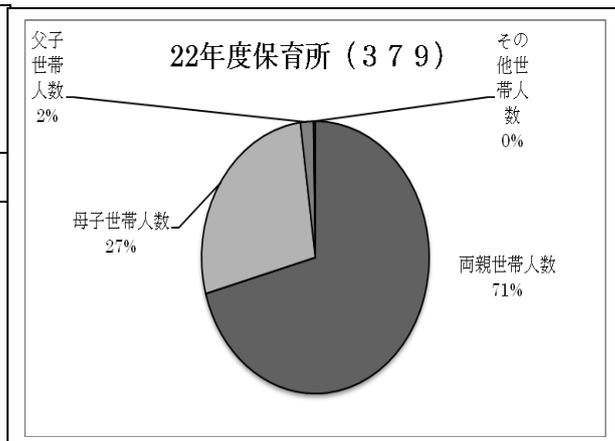


7校区の、小中学校の母子家庭は31%、父子家庭は3%、養育世帯1%で合計の割合は、35%であった。これは5年前(第1次とりまとめ)より3%増加しており、10年前(2000年実態調査)より8%増加している。学年が上がるにつれその割合は増加しており、年度が進むにつれ全体の割合も増加している傾向にある。家庭状況から見ても子どもたちを取り巻く状況は年々厳しくなっている。

(2) 保育所の状況

5 保育所の家庭状況

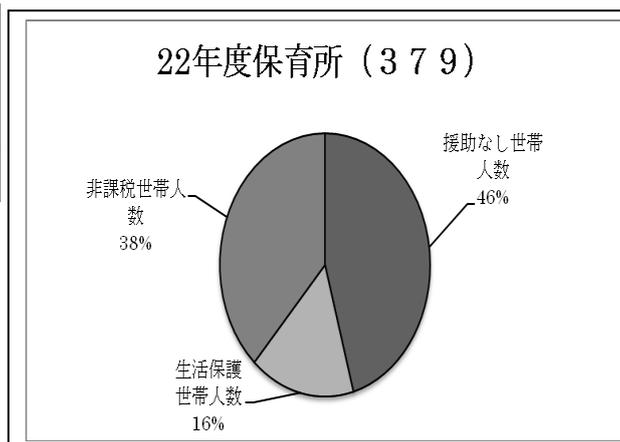
	両親 世帯 人数	母子 世帯 人数	父子 世帯 人数	その他 世帯人 数	保育児 数
合計	268	103	7	1	379



保育所の状況を見ると、一人親、その他の割合が29%であり、5年前と変化していない。保育時で3割近い割合は、非常に高い状況であるといえる。

5 保育所児童の経済状況

	援助な し世帯 人数	生活保 護世帯 人数	非課税 世帯人 数	保育児数
合計	173	61	145	379



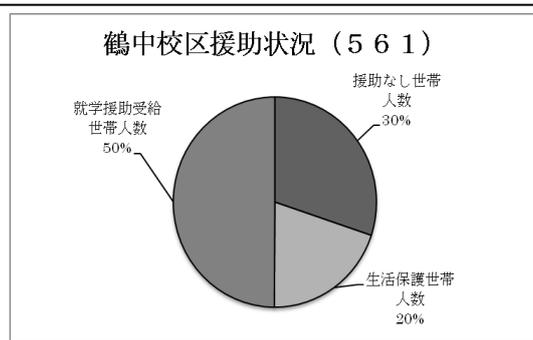
生活保護率は16%と小中学校の状況より1%少なく、5年前とは変化していない。この割合も非常に高い状況だといける。

5 保育所における要支援家庭の状況

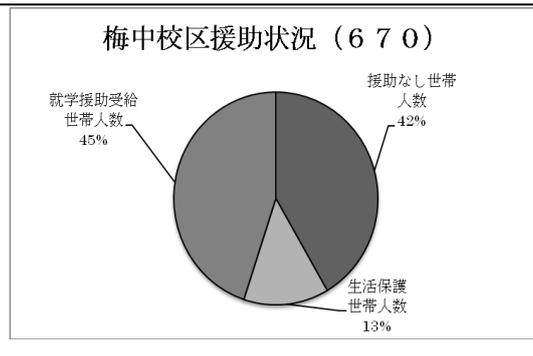
	件数(人)	/要支援総数	/入所児総数
A: 関係機関が関わり、ケース会議が開かれるケース	17	15%	4.4%
B: 関係機関が関わり、支援しているケース	16	14%	3.6%
C: 保育所で把握し支援しているケース	23	20%	6%
D: 支援ケースではなが、保育所では「配慮の必要な児童	59	51%	15.3%
合計	115	100%	29.3%

3. 鶴見橋中学校区と梅南中学校区の子ども達の経済的生活状況

	援助なし 世帯人数	生活保護 世帯人数	就学援助受 給世帯人数	全世帯 人数
合計	169	112	280	561

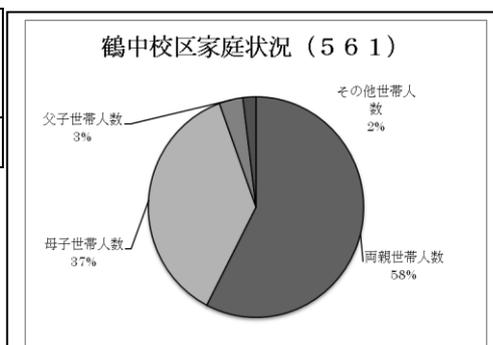


	援助なし 世帯人数	生活保護 世帯人数	就学援助受 給世帯人数	全世帯 人数
合計	279	90	301	670

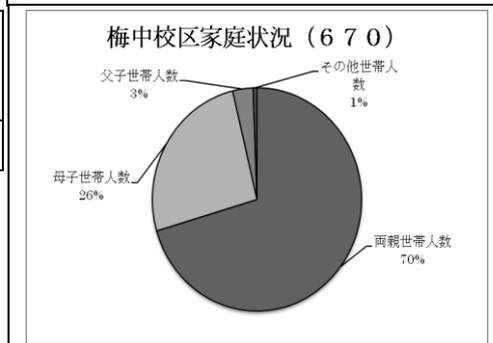


梅南中学校区と鶴見橋中学校区生徒・児童の生活保護受給世帯人数と就学援助受給世帯人数を比べて見ると鶴見橋中学校区の生活保護受給率が7ポイント高く就学援助受給率でも5ポイント高くなっていて、鶴見橋中学校区の場合70%の子どもたちが生活保護や就学援助を受給している。5年前と比較すると生活保護が鶴中校区で2%梅中校区で3%増加し、就学援助では、逆に鶴中校区で14%梅中校区で11%減少している。

	両親世 帯人数	母子世 帯人数	父子世 帯人数	その他世 帯人数	生徒数
合計	323	207	20	11	561



	両親世 帯人数	母子世 帯人数	父子世 帯人数	その他世 帯人数	生徒数
合計	472	173	21	4	670



家庭状況を見ると、両親世帯が鶴中校区で58%、梅中校区で70%になっており、5年前と比較するとそれぞれ3%と1%増加しており、とりわけ鶴中校区で一人親率が増加する傾向が顕著である。